

越谷市自治会長名簿取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市自治会長名簿の作成及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成及び管理)

第2条 市は、自治会長の把握、自治会相互の連絡等を目的に、越谷市自治会振興交付金交付要綱(昭和61年告示第47号)に基づき取得した、自治会名並びに自治会長の住所、氏名及び電話番号について名簿(以下「自治会長名簿」という。)を作成し、管理するものとする。

2 市長は、自治会長名簿の情報に変更があったときは、速やかに情報を更新するとともに、名簿の管理にあつては漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止について必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第3条 市は、前条第1項に規定する目的の範囲を超える自治会長名簿の利用又は第三者提供(市の所管部署及び本人以外の者への提供をいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、当該利用又は第三者提供に係る自治会長の同意を得たうえで、次の各号のいずれかに該当するときは、必要最小限の範囲で自治会長名簿に記載された事項を提供することができる。

- (1) 本市に転入又は転居した者から、自治会加入のための提供依頼があったとき。
- (2) 市からの案内、通知若しくは依頼又は開発行為、建築工事等に係る連絡のための提供依頼があったとき。
- (3) 国又は県その他の地方公共団体から、公共の用に使用するための提供依頼があったとき。
- (4) 事業者から建築物の建築又は住宅の販売に際し、ごみ集積所の設置

又は道路工事に係る説明、申請等を自治会長に行うための提供依頼があったとき。

- 2 市長は、前項各号の規定の適用について疑義があるときは、その都度本人の同意を得るものとする。

(申出)

第4条 自治会長名簿の情報の提供を受けようとする者は、住所又は所在地、氏名又は事業者名及び担当者名、利用目的、連絡先を記入することにより、市長に申し出るものとする。この場合において、市長は、自治会長名簿情報提供依頼者台帳（第1号様式）に申出者の依頼内容を転記し、保管するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出がなされた場合には、内容を審査し、適当であると認める場合には、必要最小限の範囲で自治会長名簿に記載された事項を提供するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

自治会長情報提供依頼書

住所（所在地）	
氏名（事業者名及び担当者名）	
連絡先電話番号	
利用目的	① 本市に転入又は転居したので、自治会加入のため ② 開発行為、建築工事等に係る連絡のため ③ 公共の用に使用するため ④ 建築物の建築又は住宅の販売に際し、ごみ集積所の設置又は道路工事に係る説明、申請等を自治会長に行うため ⑤その他（ ）
提供希望自治会名	

※市に対して自治会長から情報提供依頼者について問い合わせがありましたら、必要な範囲で情報提供することに承諾します。